

利根川の減災に係る取組方針【県管理区間】

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 利根沼田地域部会

(沼田市、みなかみ町、群馬県)

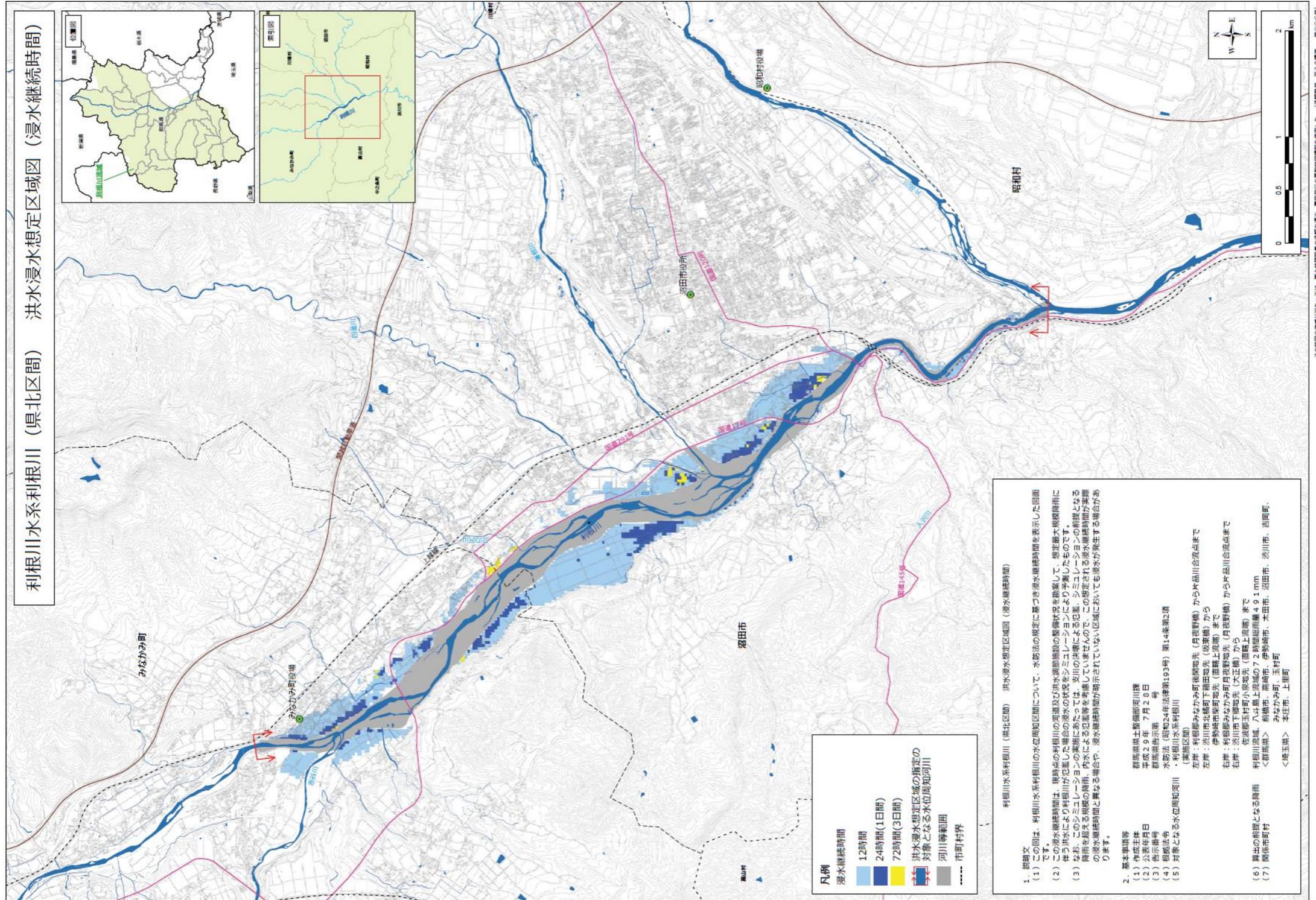
現状と課題

現状と課題

現状と課題

◆利根川の大規模氾濫時に想定される状況
[浸水継続時間]

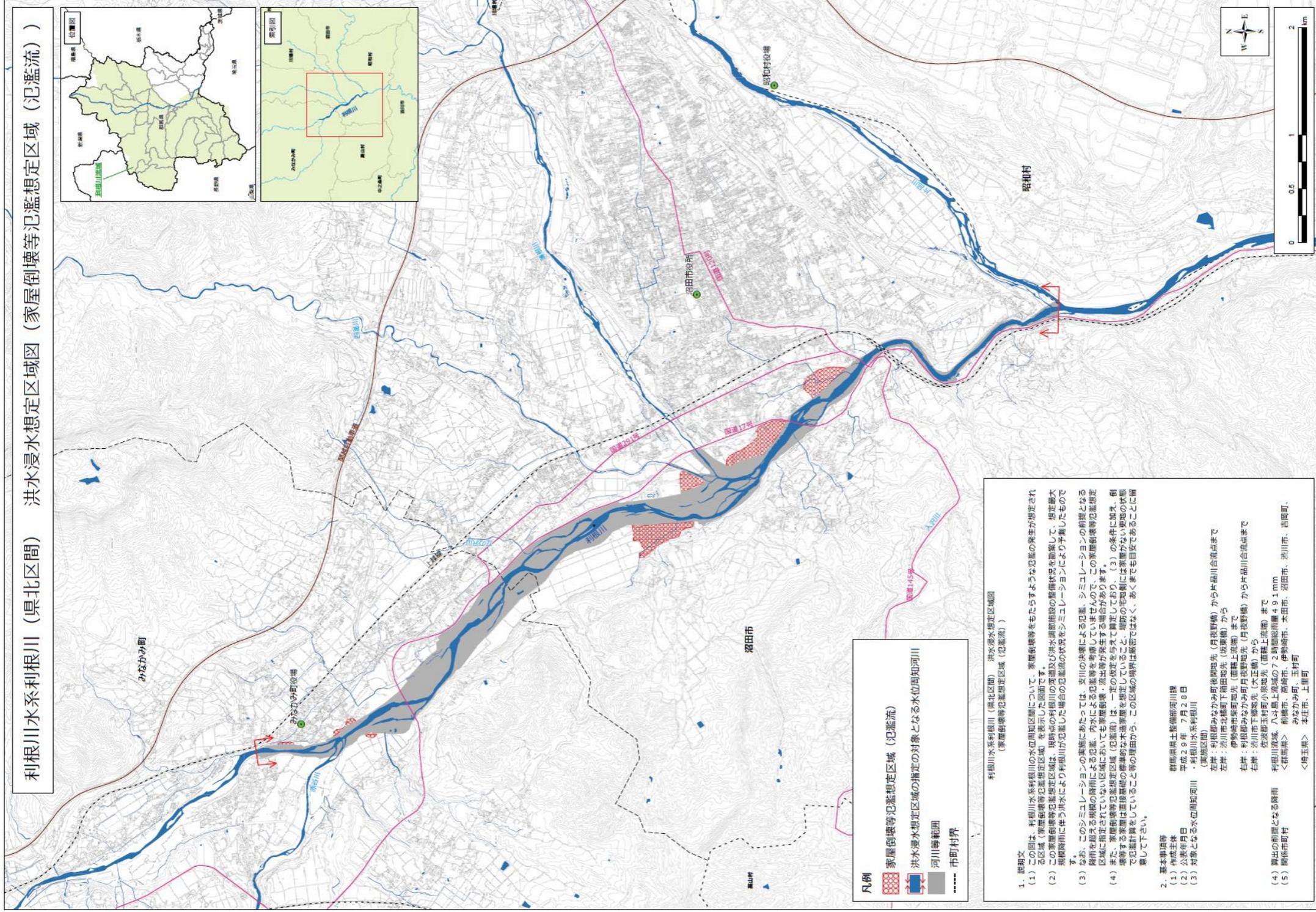
- ・ 氾濫流は、流域の地形特性および河道水位の低下後、自然排水されるため、多くの地域で浸水継続時間は12時間未満となっており、浸水により長時間孤立する可能性は比較的低い。
- ・ 限定的ではあるが、氾濫原の狭窄部や築堤部の合流点付近など、浸水が継続しやすい。



現状と課題

◆利根川の大規模氾濫時に想定される状況 [家屋倒壊等氾濫想定区域] [氾濫流]

河川沿いの低地部では、家屋倒壊するような氾濫流の発生が断続的に想定される。



凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 洪水浸水想定区域の対象となる水位周知河川
- 河川等範囲
- 市町村界

利根川水系利根川 (県北区间) 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

1. 説明文

- この図は、利根川水系利根川の水位周知区間について、氾濫等をもたらしうな氾濫の発生が想定される区域 (家屋倒壊等氾濫想定区域) を表示した図である。
- この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の利根川の河況及び治水施設等の整備状況等を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により利根川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものである。このシミュレーションの実施にあたっては、利根川流域における氾濫、シミュレーションの前提となる降雨量による河川の増水、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても氾濫等が発生する場合があります。
- また、家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) は、一定の仮定を当てて算定しており、(3) の条件に加え、倒壊する家屋は基礎の断面積が一定であることを前提としていること、堤防の左側には家屋がない仮定の状態で氾濫計算を行っていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることを留意して下さい。

2. 基本事項等

- 作成主体 群馬県県土整備部河川課
- 作成年月日 平成29年 7月28日
- 対象となる水位周知河川 ・利根川水系利根川 (実施区間)

左岸：利根川みなかみ町後藤野先 (月夜野橋) から片品川合流点まで
 右岸：沼田市北橋町下郷田先 (柳葉橋) から伊勢崎市家町先 (蓮葉上流橋) まで
 右岸：利根川みなかみ町月夜野野先 (月夜野橋) から片品川合流点まで
 右岸：沼川南下郷田先 (大正橋) から佐波町玉村町小段先 (蓮葉上流橋) まで
 利根川流域、八ヶ岳上流域の7.2時間降雨量49.1mm

＜群馬県＞ 前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、利根川市、沼川市、西河町、みなかみ町、玉村町
 ＜埼玉県＞ 本庄市、上里町

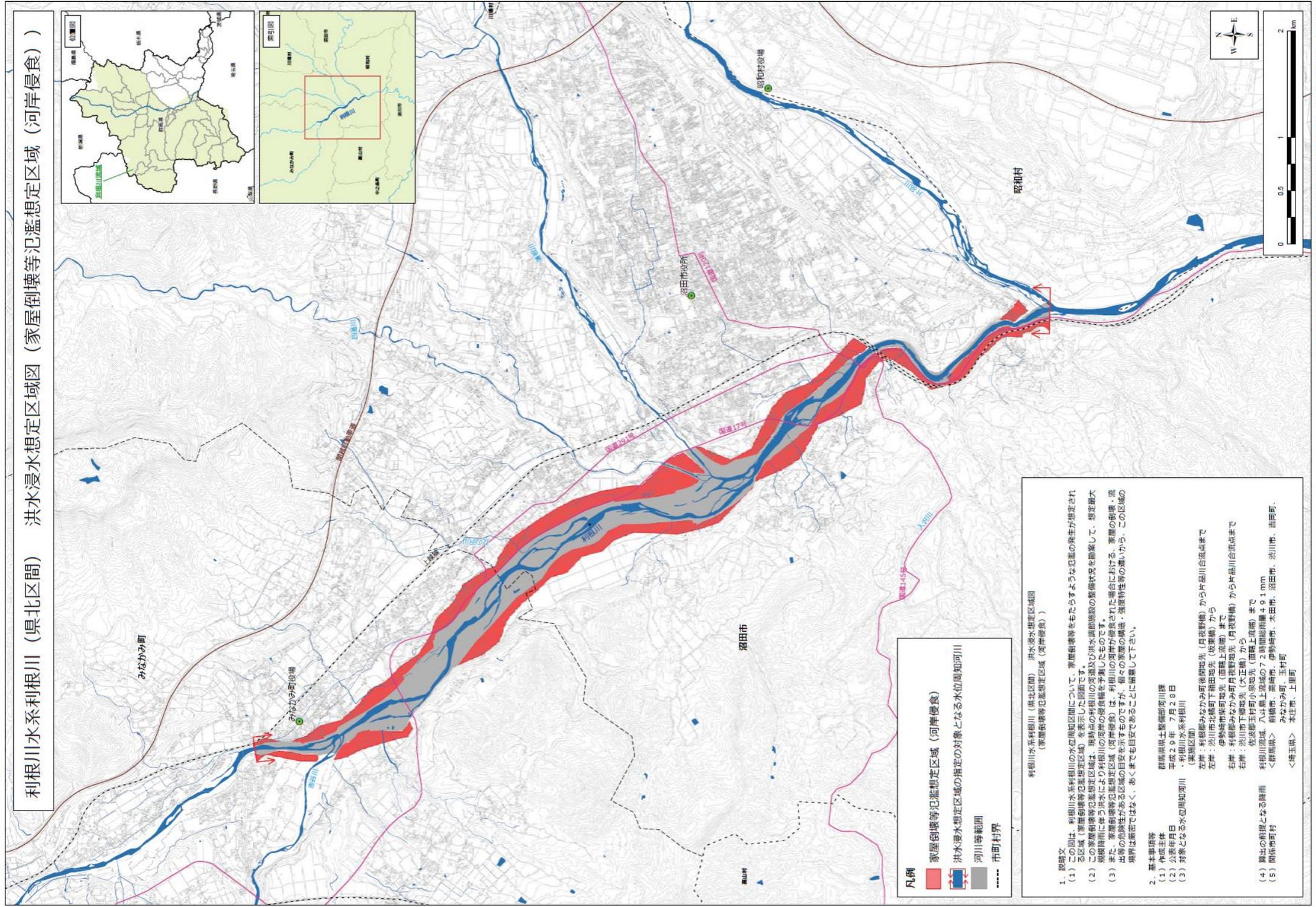
(4) 算出の前提となる降雨
 (5) 関係市町村

この図面の作成に当たっては、国土院国土情報の提供を受けて、関係市町村の提供情報を使用しました。(最終版 平成29年7月28日)

現状と課題

◆利根川の大規模氾濫時に想定される状況 [家屋倒壊等氾濫想定区域] [河岸浸食]

山付き区間を除き、ほぼ全川で河岸浸食による家屋倒壊危険ゾーンとなっている。



現状と課題

◆利根川の大規模氾濫における課題

避難計画等に関する事項

- [課題1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民への情報伝達・提供が必要とされる。
- [課題2] 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、それらに応じた水位観測（基準水位の設定）や避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
- [課題3] 避難を要する各地区について、避難経路の確認、検討が必要となる。
- [課題4] 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。
- [課題5] 洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。
- [課題6] 洪水浸水想定区域等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念がある。また、水位周知や避難に関する用語等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。

現状と課題

◆利根川の大規模氾濫における課題

水防に関する事項

〔課題7〕 管轄する区域について、浸水想定区域が広範囲となる水防団※がある場合、機動的な対応が必要となる。

〔課題8〕 地形的に浸水深さが深く、被害が深刻となる地区については、重点的に水防資機材の配備検討が必要となる。また、大規模水害の際には、水防資機材が不足する懸念がある。

排水に関する事項

〔課題9〕 長期浸水が見込まれる地区（箇所）は、排水に関する備えを検討する必要がある。

河川管理施設の整備に関する事項

〔課題10〕 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

※本資料では、水防活動を行う消防機関及び水防団を総称して、水防団と表記している。

取組状況

減災に関する現状の取組状況

取組状況

減災に関する現状の取組状況

①情報伝達・避難計画等に関する事項

想定される浸水リスクの周知、洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング、住民等への情報伝達の体制や方法

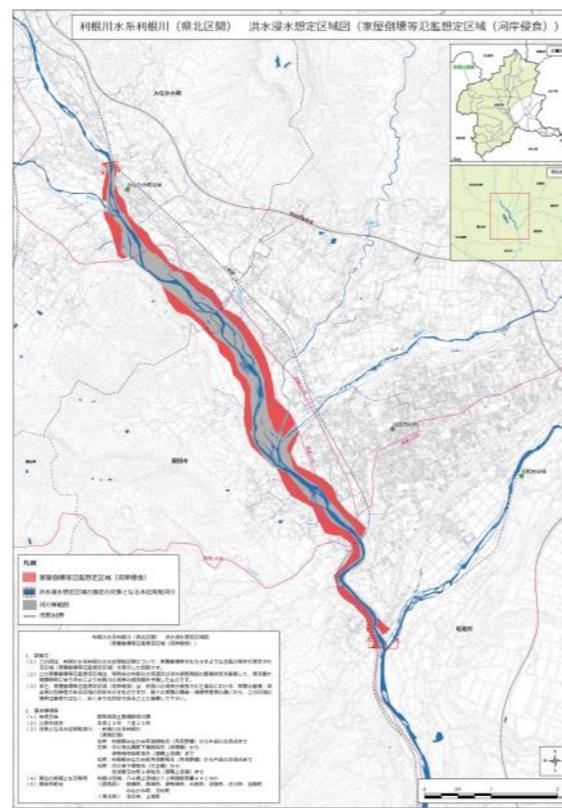
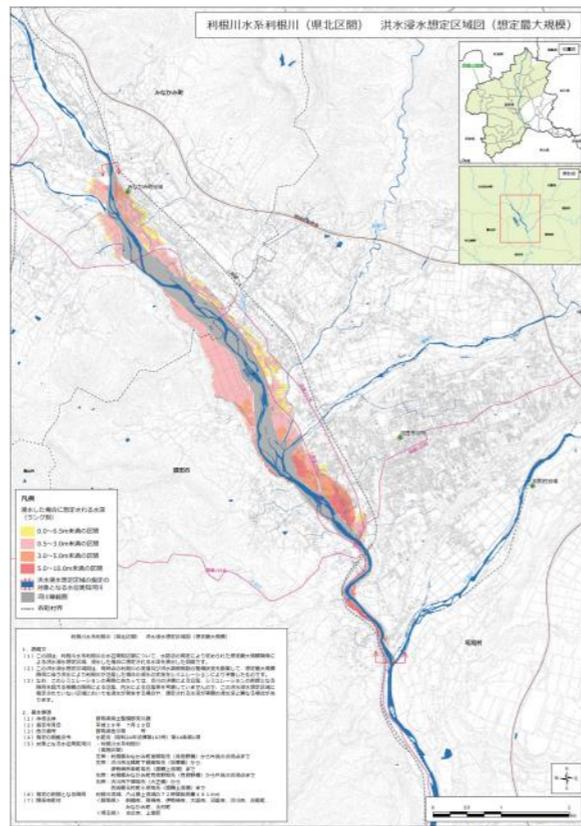
【現状の取組】



県は、利根川に関する想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を群馬県河川課ウェブサイトで公表している。

避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等（水位周知）を実施。

また、ウェブサイト（群馬県水位雨量情報）を通じて雨量、河川水位等を防災関係機関・流域住民等に情報提供している。



利根川洪水浸水想定区域図（群馬県）

観測所名	水位	水位計種類	流量計装	流量計種類	計測値	観測所名	河川名	市町村名
利根川	1.13	T	2.96	3.70	-	利根川	利根川	利根川市
上野川	1.15	T	1.90	2.30	-	上野川	上野川	利根川市
下野川	-	-	2.50	3.50	-	下野川	下野川	利根川市
上野川(濁)	-0.19	→	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	0.09	→	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	-0.04	→	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	0.10	→	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	0.08	T	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	3.85	→	5.20	5.80	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	3.34	→	4.30	5.00	5.10	利根川	利根川	利根川市
利根川	2.56	→	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	0.14	→	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	0.61	→	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	2.90	T	-	-	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	-0.18	→	0.90	1.60	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	0.12	→	2.60	3.60	-	利根川	利根川	利根川市
利根川	1.66	→	-	-	-	利根川	利根川	利根川市

水位雨量情報システム（群馬県）

取組状況

減災に関する現状の取組状況

①情報伝達・避難計画等に関する事項

想定される浸水リスクの周知、住民等への情報伝達の体制や方法、避難誘導體制

【現状の取組】

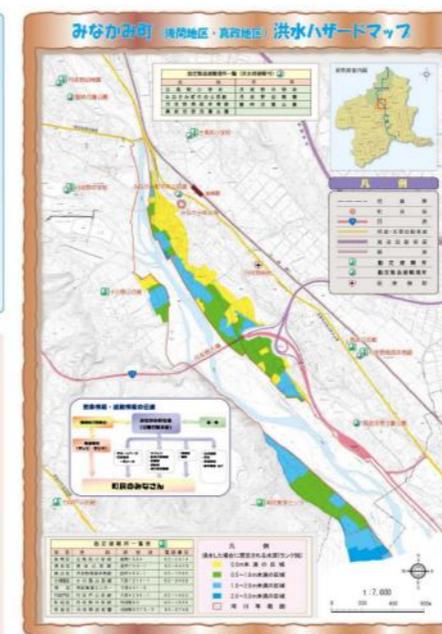
沼田市は水害ハザードマップを含む『沼田市防災マップ』、みなかみ町は『みなかみ町洪水ハザードマップ』を配布し、事前の防災行動・情報や避難所等を周知している。

また、市・町地域防災計画に基づき避難勧告等の発令の際には、防災行政無線、サイレン、メール配信サービス、広報車等の伝達手段を複合的に活用し伝達する。

避難誘導は、沼田市においては自主防災組織・自治会等が、みなかみ町においては町・消防機関・警察機関・自衛隊が行う。



「沼田市防災マップ」(沼田市)



「みなかみ町洪水ハザードマップ」(みなかみ町)



取組状況

減災に関する現状の取組状況

②水防に関する事項

河川の巡視区間、水防活動の実施体制、水防資機材の整備状況

【現状の取組】   

県、市町、水防団及びダム管理者(国)は、地域住民と協力して、洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の合同点検を実施している。

県、市町は、水防倉庫等を設置し水防資機材を備蓄している。



合同点検



水防倉庫

減災の目標

減災の目標

◆減災のための目標

利根川で発生し得る大規模水害に対し、
「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標とする。

平成33年度までに上記の目標達成に向けて、

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取り組み
- ・洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定める。

実施する取組

実施する取組

実施する取組

〔課題1〕 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組 1 

目標とする時期 ①平成30年度 ②③平成33年度

迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を密にする下記の取り組みを検討する。

- ① 県、市町は、「水害ホットライン」を構築する。
- ② 県、市町は、「水害対応タイムライン」を作成する。
- ③ 県、市町は、堤防決壊情報を速やかに隣接市町村へ伝達する事項を水防計画に規定する。



「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」(国土交通省) (<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

	国土交通省	誰が	交通サービス	市町村	住民
台風発生	○台風予報				
台風上陸の可能性	○台風に関する記者会見	体制の早期構築 ○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	運行停止の可能性を早めに周知 ○交通サービス運行停止予告 ○運行停止手順の確認・公表	避難の可能性を早めに周知 ○避難体制の確認・周知	○防災用品の準備
災害発生の危険性	早期復旧・再開が可能となるように施設保全・待避 ○台風に関する記者会見(特別警報発表の可能性) ○大雨・洪水等警報 ○氾濫警戒情報 ○大雨・暴風・高潮等特別警報	○リエゾンの派遣	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示 ○避難者の誘導・受入	○早期に避難を開始 ○避難の開始
いつ		何をするか			
台風接近	○氾濫危険情報	○所管施設の巡視			○台風上陸前に避難を完了
台風上陸	○氾濫発生情報	○市町村長へ事態切迫状況の伝達	○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表	○避難勧告・指示	○屋内安全確保
		○TEC-FORCE活動(道路啓開等) ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保	○支援の要請		

出典: 「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」(国土交通省) (http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline_shishin.pdf)

実施する取組

[課題1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組 2

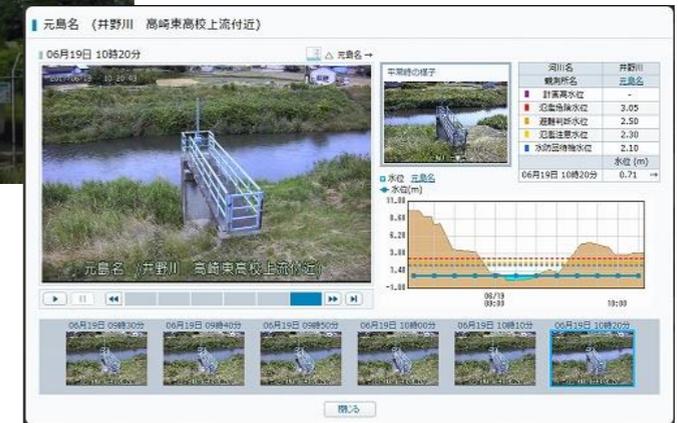
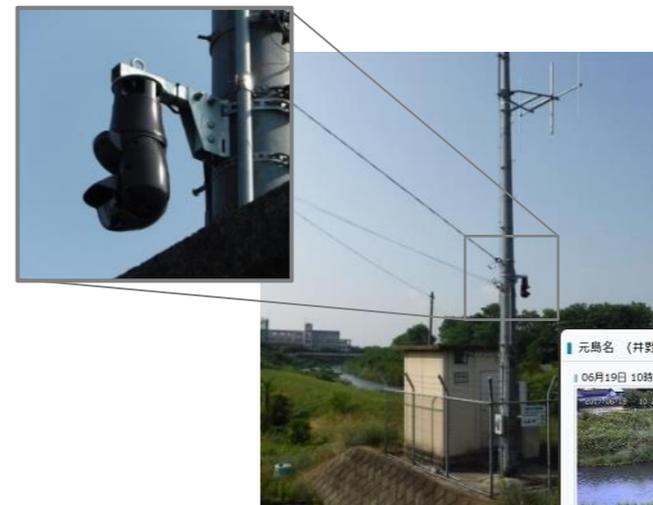
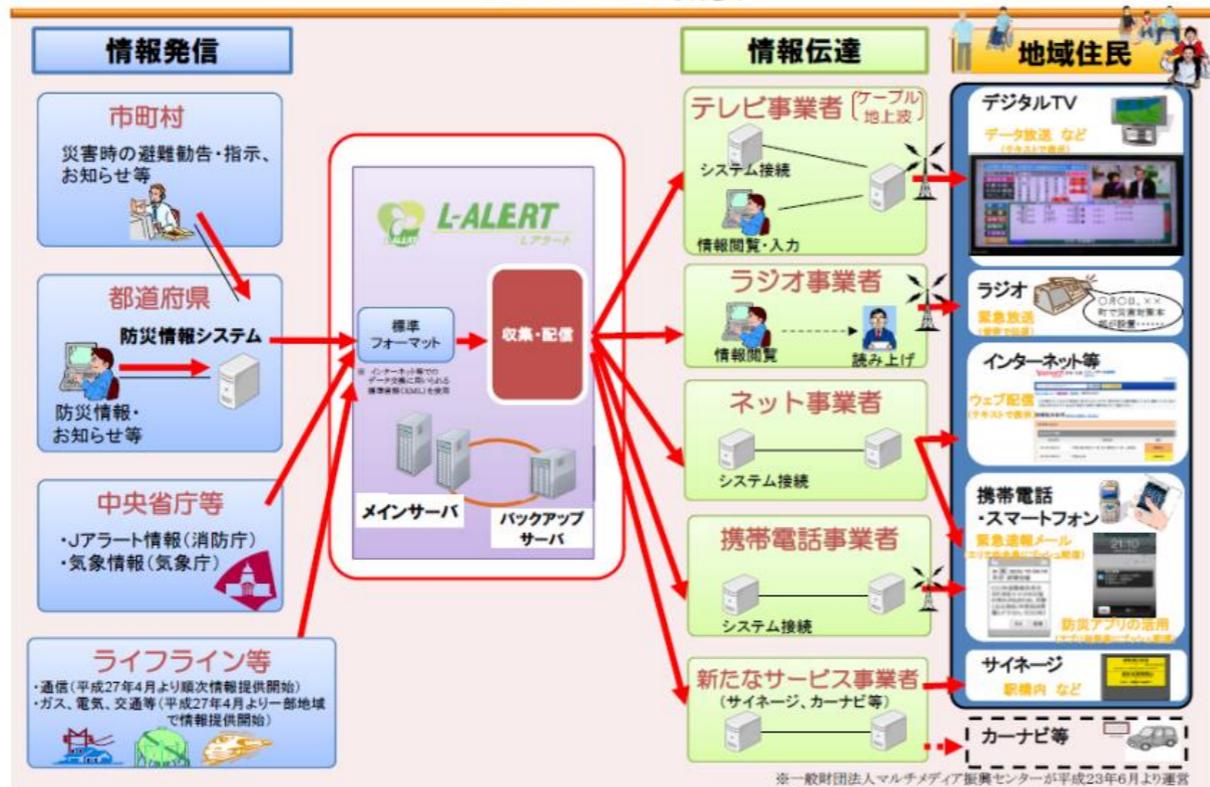


目標とする時期 ①平成29年度（継続実施） ②平成30年度

流域住民への迅速な情報提供を促進するため、下記の取り組みを実施する。

- ①県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。
- ②県は、「洪水監視カメラ」を整備し、インターネットでの一般公開を行う。

Lアラートの概要



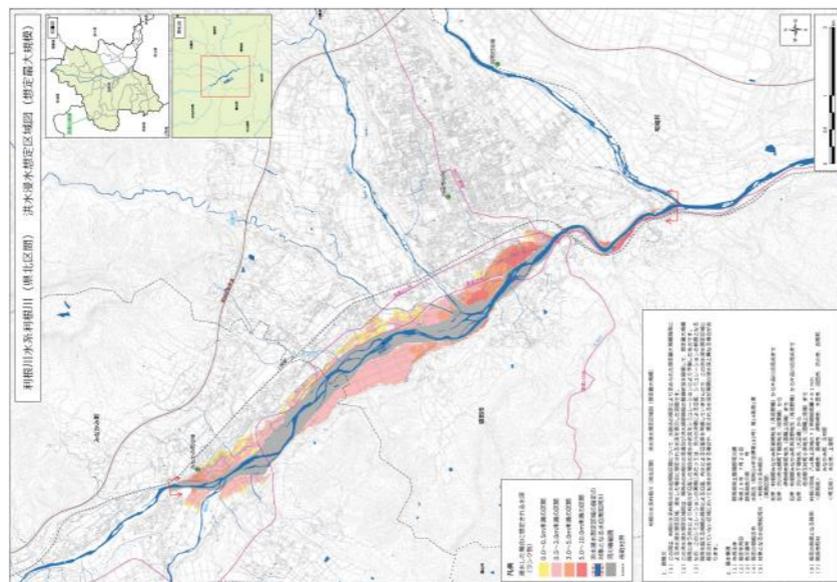
実施する取組

- 〔課題2〕 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、それらに応じた水位観測（基準水位の設定）や避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
- 〔課題3〕 避難を要する各地区について、避難経路の確認、検討が必要となる。
- 〔課題4〕 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。

◆実施する取組3 目標とする時期 平成33年度

洪水浸水想定区域及び重要水防箇所等の水害リスク情報を踏まえて、下記の点について、土木事務所水防マニュアル、市・町地域防災計画の点検、見直し検討を行う。

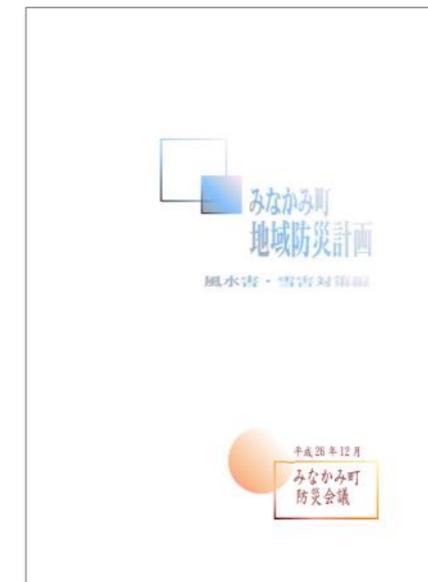
- ①市町は、浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準を定める。県は、基準づくりに際し、洪水に関する情報を提供し、協力する。
- ②①について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画を立案する。
- ③県、市町は、管理道路について、水没するおそれがある等避難の際に危険な箇所を把握する。
- ④市町は、上記同地区について、避難経路の点検を行う。県は、点検に際し、洪水に関する情報提供や県道等の危険な箇所の情報を提供し、協力する。
- ⑤市町は、隣接市町村への避難が適切とされる場合は広域避難の検討を行う。



利根川洪水浸水想定区域図（群馬県）



沼田市地域防災計画（沼田市）



みなかみ町地域防災計画（みなかみ町）

実施する取組

〔課題5〕 洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。

◆実施する取組4  目標とする時期 ①②平成33年度 ③平成29年度(継続実施)

新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設について、市・町地域防災計画に位置づけるとともに、すでに位置づけられている各要配慮者利用施設も含めて、施設管理者が「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」を行うよう支援する。また、避難行動要支援者についても、避難支援を行う。

- ①市町は、新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設を確認し、市町地域防災計画に位置づける。
- ②県、市町は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。
- ③市町は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。



イメージ

「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」(国土交通省) (<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

出典：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット(国土交通省) (<http://www.mlit.go.jp/common/001189350.pdf>)

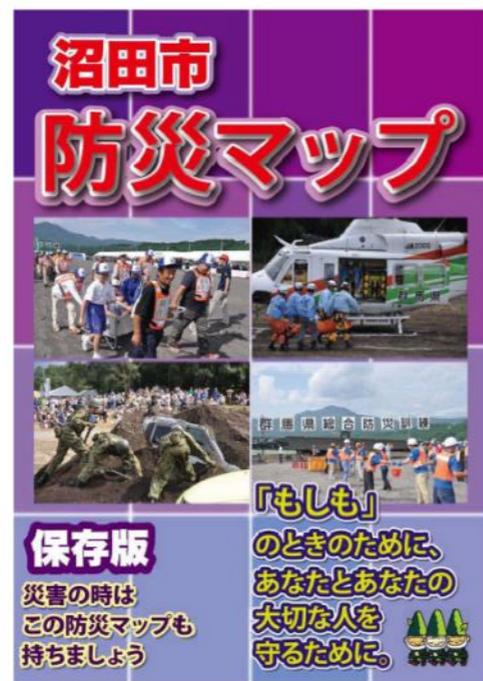
実施する取組

〔課題 1～5〕 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

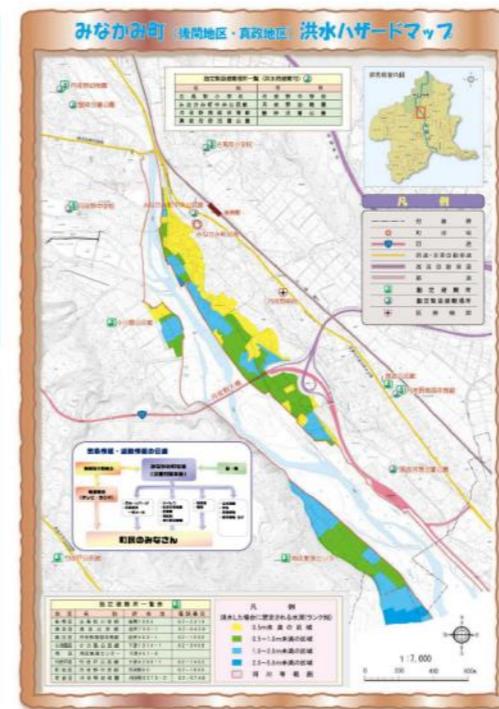
◆実施する取組5  目標とする時期 平成33年度

洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直しを踏まえた地域防災計画に基づき、水害ハザードマップを作成する。

①市町は、水害ハザードマップの見直しを行う。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。



「沼田市防災マップ」(沼田市)



「みなかみ町洪水ハザードマップ」(みなかみ町)



実施する取組

〔課題6〕 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がられるか懸念がある。また、水位周知や避難に関する用語等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。

◆実施する取組6  目標とする時期 平成33年度

防災情報の理解を促すため、平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組みを行う。

- ① 県、市町は、小中学校等における水災害教育に努める。
- ② 県、市町は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。



イメージ



イメージ

実施する取組

〔課題 7〕 管轄する区域について、浸水想定区域が広範囲となる水防団がある場合、機動的な対応が必要となる。

◆実施する取組7 

目標とする時期 ①平成33年度 ②③④平成29年度(継続実施)

実効的な水防活動体制を強化するとともに、水防団員の確保を進める。

- ①市町は、水防団の機動的な対応(各担当地区の相互応援等)を市・町水防計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。県は、洪水特性に関する情報提供を行い、計画策定に協力する。
- ②県、市町、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。
必要に応じて、国土交通省等から技術的な助言を得る。
- ③県、市町、水防団は、地域住民と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の合同点検を実施する。
- ④県は、水防団（消防団）員の確保のための取り組みを進める。



重要水防箇所 合同点検



水防情報伝達訓練：イメージ

「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」(国土交通省)
(<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

実施する取組

〔課題 8〕 地形的に浸水深さが深く、被害が深刻となる地区については、重点的に水防資機材の配備検討が必要となる。また、大規模水害の際には水防資機材が不足する懸念がある。

◆実施する取組8



目標とする時期 平成33年度

想定される危険箇所への配備を念頭においた、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。

①県、市町、水防団は、水防資機材の点検を行い不足する資機材を確保する。（必要に応じて水防倉庫の配置計画、規模等の見直し検討を行う）



水防倉庫・水防資機材

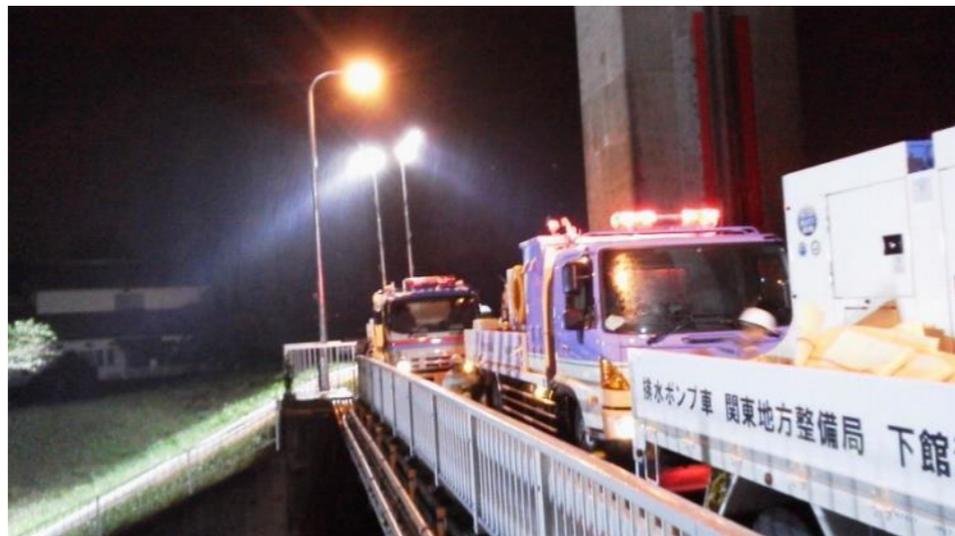
実施する取組

〔課題9〕 長期浸水が見込まれる地区（箇所）は、排水に関する備えを検討する必要がある。

◆実施する取組9  目標とする時期 平成30年度

比較的に長期に浸水が見込まれる地区は、必要に応じて、排水ポンプ車の要請を速やかにするため、関係機関（国土交通省、水資源機構等）と市・町、県は、洪水浸水想定区域の浸水継続時間等の情報を共有する。

①県、市町は、排水ポンプ車等を有する関係機関（国土交通省、水資源機構）と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。



出典：「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく烏・神流川流域の減災に係る取組方針（国土交通省）
(http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html/)

排水状況：イメージ

[課題10] 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

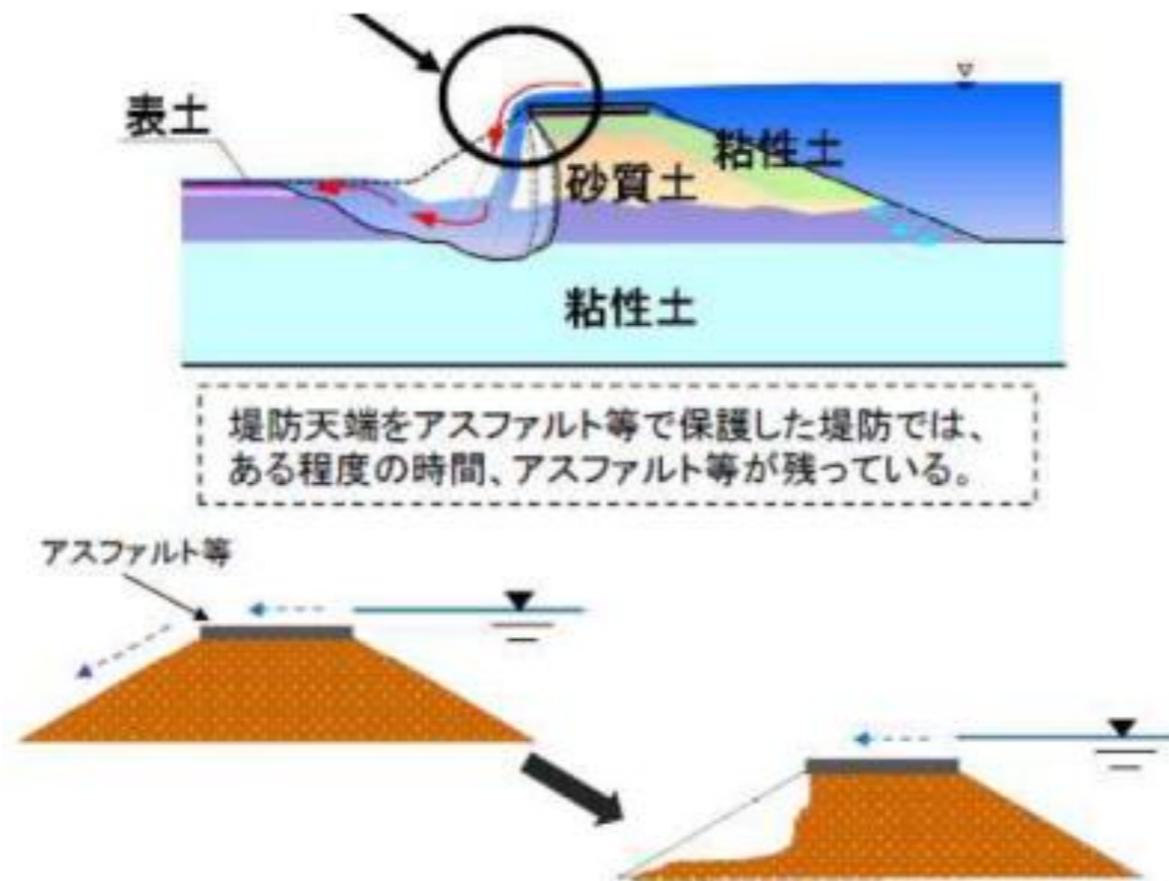
◆実施する取組10



目標とする時期 平成33年度

浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策として、危機管理型ハード対策を実施する。

①県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装（水位周知区間の未舗装箇所）に着手する。



出典：水防災意識社会 再構築ビジョン（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/vision.pdf>